

林業の事業主の皆様へ

伐採事業において素材の見込生産量が**1,000立方メートル以上の場合**、その事業が開始されて**10日以内**に労災保険の成立手続きが必要です。

Q： 毎年6月1日から7月10日の間に手続きしている年度更新に含めちゃダメなの!?

A： 年度更新にまとめて申告できるのは、

- ①**素材の見込生産量が1,000立方メートル未満**
- ②**概算保険料額が160万円未満**

のいずれにも該当する事業であり、一括有期事業といいます。

この一括有期事業の要件を満たさない大規模事業(これを「**単独有期事業**」といいます。)については、その事業が開始されるごとに、事業を管轄する労働基準監督署において、**労災保険の成立手続き及び概算保険料の申告**が必要となります。

Q：「単独有期事業」の手続きを失念するとどうなるの!?

A： 万が一、労災保険の未手続中に労災事故が発生した場合、被災労働者に対する保険給付額の**100%**又は**40%**を事業主に求めることがあります。

詳しくは事業を管轄する労働基準監督署へお尋ねください。